

## 現代民主主義理論における「平等」と「コントロール」

—R・A・ダールにおける「政治の擁護」—

岡田憲治

- 一 平等といふ主題
- 二 変化—ブルーラリズムの逆機能と政治的不平等
- 三 デモクラシーといふ「権利」「原理」の顕在化
- 四 連続—民主的コントロールの優越
- 五 連続といふ限界
- 六 おわりに

る「法的平等」と様々な差別撤廃・貧困撲滅のためのプログ  
ラムによる「実質的平等」の実現をもとめ、部分的に改革を  
果たした。しかし、七〇年代後半から始まる「保守革命」の  
前に政治的に敗北し、今日「中産階級」と「家族の価値」を  
擁護する民主党の大統領とともに相対的に好調な経済パ  
フォーマンスを謳歌しつつ、同時に建国以来恒常的に存在す  
るアンダー・クラスの絶望的不満を内包している。

いわゆる「ロールズ以後」の今日、政治哲学の復権が叫ば  
れ、長きにわたった功利主義の影響に抗して、リベラル・デ  
モクラシーにおける「自由と平等」あるいは「正義と公正」  
の人々に経済的不公平を強いる少数者の権力に対する挑戦  
に努めてきたが、そうした努力の中に自己衰退を招く種が  
はぐくまれてきたというのは、リベラリズムの最大の悲劇  
である。<sup>(1)</sup>

六〇年代以降アメリカのリベラル政治は、公民権運動によ  
ロバート・A・ダール (Robert Alan Dahl) は、一九六

三年より改訂を続いている現代政治学の入門書である『現代政治分析』の第四版（一九八四年）において「規範的方向性が、急速に政治学の拡大するフロンティアとなつてゐる。それはかつて経験分析がそうであつたかのようである」と述べ<sup>(3)</sup>ている。また第五版（一九九一年）では、第一〇章の「政治の評価（political evaluation）」においてその章の大半を政治哲学的問題にあて、とりわけロールズの正義論に多くの解説と言及を行つてゐる。これらは、それまで重ねてきた各版においては見られないものである。<sup>(4)</sup>

かつては「経験的」「行動論的」アプローチの主導者のひとりであつたダール自身が近年の政治学の動向を「平等」という主題を通じてとらえているという事実の持つ意味は小さくない。政治理論が社会変動のインパクトを受けつつ生成・発展してゆくと考へるならば、今日における政治哲学と同じように、現実の国家と社会を秩序付け機能させている「権力のコントロール」としてのデモクラシーをめぐる議論のあり方も、また同じように変動の変数と考えられるからである。もし政治理論が規範的問題意識を尖鋭化させたとするならば、それは社会変動による要請である。その意味で政治理論とは政治過程の分析メスであると同時に社会変動の共鳴板でもある。

リベラル・デモクラシーにおける「自由と平等」の関係にどのような政治理学的基礎づけを行うべきかという問題を等閑に付するをよしとしないとするならば、経験的政治学の主導者であつたダールがまさにこうした問題意識の高揚を示していることの意味を政治理学の側から明らかにしなければならない。現在九〇年代半ばに至つても、「ポリアーキーのよりいつそうの民主化」のための条件を追究し続けるダールの持続的学問的當為を今こゝで再検討する意味もそこにある。ダール政治学は過去のものではなく、今もなお進行中の政學である。

このような問題意識から、本稿は、長きにわたるダールの政治理学的當為における意義と限界をより近年の議論を中心に考察し、あらためてその変化と連続の内実を明らかにすることを目的とする。ダールに関する論評は少なからず見られるが、七〇年代以降の「変化」から今日に至るまでの議論を考察しているものは、それ以前の時代のものと比べると相対的に少ない。しかも、個別の著作に関する評価は存在しても、長いコンテクストの中でそれを位置付けるような考察は思ひのほか少ない。加えて、ダールの政治理論の出発点となつた一九四〇年代の重要な作業について触れる研究はきわめて少ない。筆者と同様の認識を持つてダールを考察している研究も若干存在しているが、本稿ではこうした先行作業の提供する知見を参考にしつつも、それらとは異なる視角から、つまり「平等」「コントロール」という点から考察を行い、それを通じて、ダールにおける連続と変化およびその限界を描き出し

たい。

## II 「平等」の二つの主題

- (1) Thomas B. Edsall and Mary D. Edsall, *Chain Reaction: The Impact of Race, Rights, and Taxes on American Politics*, New York, 1991, 1992. 飛田茂雄訳『争へアメリカ』みすず書房、一九九五年、四〇〇頁。
- (2) 正義論を中心とした動向については、川本隆史「現代倫理学の冒険」創文社、一九九五年、が有益なマッシュアップを提供してくれた。あるいは以てのテキストも問題の所在を確認する上で有益である。Daniel M. Hausman and Michael S. McPherson, *Economic Analysis and Moral Philosophy*, Cambridge University Press, 1996, ch.9, 10, 11. G.A. Cohen, "Equality of What?: On Welfare, Goods, and Capabilities, in Martha Nussbaum and Amartya Sen eds., *The Quality of Life*, Clarendon Press, 1993.

(3) Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, Prentice-Hall, 4th ed., 1984, p. 126-127.

(4) Ibid., 5th ed., 1991, pp. 118-135. 並く Dahl, 1991.

(5) ダールの「現在」についての研究は、後述において隨時引用されるが、本稿の扱う問題とかかわるわが国における研究としては以下の参考文献を参照のこと。上田道明「ダール多元主義理論における連続と変化」『法学雑誌』(大阪市立大学), 第四一巻、第一号、第二弔、一九九四年、一九九五年。氏は、とりわけポリアーキーの概念の連続と変化に着目している。また中谷義和氏の作業も戦後のアメリカ政治学の発展を歴史的にトレースした労作である。中谷義和「戦後合衆国政治学研究序説」「立命館法学」、第二〇九号、一九九〇年、第一号。ダールの民主主義理論の集大成である『デモクラシーとその批判者達』の解説として、同氏の「ダールのポリアーキー民主政論」同誌、第二五〇号、一九九六年、第六号が有益である。

「所得が総体として不平等である限り、消費者のコントロールをデモクラシーとしては語ることはできない。・・・あらゆる種類のものが独占状態にある今日の産業社会では、〔消費者による〕ハーネス<sup>(1)</sup>」とこう基本的的前提を維持するハーネス<sup>(2)</sup>である。

「実践ノグルからすれば、市場資本主義が政治的平等を実現するのはほとんど不可能である。そしてもう一方で、ポリアーキー的デモクラシーが厳密な自由市場経済を実現するのむほんと不可能である。」

この二つの記述は、いずれもダールによるものである。前者はダールの博士学位論文の論稿からの一節で、雑誌論文として発表されたのは一九四〇年である。後者は一九九六年のアメリカ政治学会の総会のハイライトとして学会雑誌に掲載されたものである。我々は、この二つの記述が半世紀以上の年月によって隔てられているにもかかわらず、相互にほぼ矛盾のない内容を示していることある種の驚きすら感ずるだろう。

しかし、そのような驚きとともに、もう一方で六〇年代を頂点とした政治分析における行動論アプローチの代表的主導者としてのダール、アメリカン・デモクラシーをマディソン的神話から解放し「プルーラリスト・デモクラシー」として再

定式した者としてのダールの存在にアクセントをおくと、その時代のダールのスタンス（あるいはそのように「受け取られた」スタンス）とそれを新旧両方から挟み込む、この二つの記述との差異にいわゆる困惑を禁じ得ない者もいるかも知れない。五〇年代から六〇年代のダールの研究は、あまりに多くの論者に言及されたりと出されるために、例えば『だれが統治するのか？』といった著作がダールのマスター<sup>(3)</sup>ピースとされ、その立場が固定化されてきたと言えるかもしれない<sup>(4)</sup>。つまり、方法的個人主義に基づく「行動論者」、「ブルーラリズム理論を通じたアメリカン・デモクラシーの擁護者」、「反パワーエリート論者」等々である。ダールがこの時期に主として「方法的レベル」を中心に CPSS (community power structure) 論争に巻き戻したことを考えればこれもあながちしなら。

現実においても一九六七年のアメリカ政治学会では、行動論的主流に批判的な会員約三百人が総会中に反乱を起こし、学会とは別組織として「新政治コーカス (The Caucus for a New Political Science)」を設立するという出来事もあつたが、この時学会の会長を務めていたのが他ならぬダールその人だった。ダールに対するラディカルズたちの激しく執拗な攻撃は、マッコイとプレイフォード (Charles A. McCoy and John Playford) によって編集された『非政治的政治学<sup>(5)</sup>』に見られる。

当時のラディカルズたちの主張はライト・ミルズ (Wright Mills) のようなマルクス主義者とほぼ共通する立場からのものであつたから、彼らにとってみればダールはアメリカ資本主義を擁護・補強する「反動」であり、行動論的保守主義の権化であり、アメリカという抑圧的な「システム」を擁護する者であつたはずである。いつたいそのように攻撃されるダールと冒頭の引用から浮かび上がるダールとはどのように結びつくのか。

ダールの作業に何らかの変化があつたことはこれまで度々指摘されている<sup>(6)</sup>。一九七六年に出版されたダールと C. リンドブロムの共著『政治・経済・厚生』の第二版において（初版は一九五三年）、両者はこの著作が出版された五〇年代前半から約四半世紀後に新たな序文を掲載している。これがいわゆる「七六年序文」である<sup>(7)</sup>。この序文は、かつての著作の次版が上梓される際の、古えを懐かしむようなものとは異なり、七〇年代半ばのアメリカの政治的・経済的・軍事的失速という暗澹たる背景とともに、いわゆる自虐的とも思われるような自己批判と反省が述べられている。この論文はダールの長きにわたる執筆活動を彩るその他の代表的著作と並んで、ダールの転換あるいは修正の証左のひとつとして言及される論文となつていて<sup>(8)</sup>。シャピーロとレーヤー (Shapiro and Reher) は、いわゆる「一人のダール説 (two-Dahls thesis)」とこうダールの作業の断絶をめぐる議論の存在を示

唆している。<sup>(9)</sup>

しかし「転換」にしろ「変化」にしろ、あるいは「転向」であつたにせよ、それをどのような視点から見たときにそう判断するのか、どこに重点を置いたときにそのように評価できるかは、注目する部分によつて多様である。そのために、まず注目すべき問題を特定化しなければならない。また同時に、従来持たれてきたダールの典型的イメージにいくつかの誤解があつたことを若干指摘しておかなければならない。

この際にキーワードとなるのが「平等」である。プルーラリストとしてのダールに対する批判は多岐にわたるが、とりわけ問題が集中するのはこの「平等」をめぐる問題である。まず先んじて指摘しておくべきことは、この「平等」問題に関してダールが誤解されてきたということである。プルーラリズムに対する批判は、例えばローウィによつてなされたようだ。

また、『だれが統治しているのか？..再考』の回顧インタビューで、ロバート・ウェイスト（Robert J. Waste）に「多元システムにおける集団が平等に存在していると受け取られたこと」についてコメントを求められると、「私はそうした解釈がどうして出てくるのか、そのような具体的な言葉や表現が何に依拠しているのか、常々不思議な気がしていました。なぜかというと、あらゆる集団がある意味において平等であるというような解釈に結びつくようなものを自分のどの著作においても、ただの一節も発見

る集団、利益、利益集団といったものは、組織能力やアクセス、または資源、権力、影響力などといったものにおいて平等であるとか、実質的に平等である、といったことである。ケネス・ニュートン（Kenneth Newton）は、以下のように書いている。『プルーラリズム理論は、各々そしてすべての利益は自らの利益を組織したり防衛することに関する平等に能力を持つ、という想定のもとで機能している。』しかし、ニュートンは、こうした解釈を支持するソースを引用していないし、そのような解釈をする他の批判者を私はこれまで見いだすことができない。こうした命題は、表面的にはかなり馬鹿げたものであるのだから、『プルーラリスト』は、普通の社会的、政治的現実を驚くほど無視しているということをさりげだしているということになるだろう。<sup>(11)</sup>

「私は時として『プルーラリスト理論』の批判者によつてなされる主張に戸惑いを感じてきた。その理論は以下のような内容を主張、もしくは想定している。つまり、あらゆ

できないからです」と振り返っている。<sup>(12)</sup>

そもそも「ダールはプルーラリズムによつて社会集団に平等な資源とアクセスが保証されないと主張することによつて現実の問題を隠蔽している」といった類の批判は、社会構造の基盤を階級対立とする立場からなされやすい。階級利益というものが存在するか多元的な利益の散在を主張するかは政治的問題として表れる。五〇年代から六〇年代にかけてのアメリカの現実を背景に安定したデモクラシーが謳歌される中でのラディカルズ達の焦燥感が、こうした不毛な対立の一因となつたとも言える。<sup>(13)</sup> C.P.S論争における規範と記述の関係が論争内部で錯綜し、「ダールはエリートイストである」というナイーヴな批判がなされたりしたのもこれに類するだろう。<sup>(14)</sup>

ところがダールは、『政治・経済・厚生』においても、社会技術の奉仕すべき目的を規定する七つの基本的な価値のうちのひとつとして「主観的平等 (subjective equality)」について言及しているし、まさに批判者達の標的となつたニュー・ヘヴン研究でも、冒頭で「ほとんどすべての成人市民が投票し、それでいて知識や富、社会的地位、公職者へのアクセス、そしてその他の資源が不平等に分配されているような政治システムにおいては、一体現実には誰が統治を行つているのだろうか?」と問題を提起し、そのまたすぐ後に「しかし、投票所における市民のこの法的平等に反して、諸

資源の不平等な配分があり、それは有権者および選挙と選挙の間では、公職者の選択を左右するものとして行使されうる<sup>(15)</sup>のである」と留保している。そして二〇〇年に及ぶニュー・ヘヴンの政治発展を「累積的不平等」である貴族制から「拡散的不平等」である「多元システム」として位置付けたのである。<sup>(16)</sup>

言うまでもなく、ダールはここで拡散的不平等状態を規範的に支持したのではない。古典的な理念的なデモクラシーではなく、「現実のニュー・ヘヴン」の政治過程において、拡散的不平等が存在しつつも、現実的に一般市民が積極的な政治参加者となり得ていない過程の中で、争点ごとに異なるリーダーを政治的平等の権利としての投票を通じてかろうじてコントロールしつつ、政治システムは維持されるという評価を下していたのである。つまり、ここでは「ノン・リーダーがリーダーをコントロールする過程」としてのポリアーキーによる社会的コントロールと、それを通じた社会的価値の達成とそうしたシステムの安定性に重点が置かれていたのである。<sup>(17)</sup>あるいはダールの議論には、社会経済的不平等という所与の条件を克服する社会的技術としてのポリアーキーの構想を可能と思わせる五〇～六〇年代の社会背景があつたということである。もちろんそのことはダールの方法的な楽観主義を許容したとの議論も今日なされている。アイザック

的論理における楽観的ムード」を挙げておらず、ダールの論稿

『政治家における行動論アプローチ』<sup>(20)</sup>による精神的状況が明白に示されていふことを指摘している。

以上から、ダール評価にはいくつかの誤解が含まれておらず、その中には適切なソースに基づかぬある種政治的な批判も含まれていたこと、戦後のリベル・デモクラシーの全盛時代ところの背景について、社会的ブルータリズムにみられるポリティーキーのネガティブな条件としての「不平等」の克服に対する樂觀を含みつつある、それはダールによって明確に認識されてきたことが確認されただらう。ダールの議論にある意味における変化を現出することでも、あるこはその連續性を強調すべきである。この点については筆者自身がおかなれどないが、

（一） Robert A. Dahl, "On the Theory of Democratic Socialism," *Plan Age*, vol. 6, Nov-Dec., 1940. など、この論文集の論文集。

（二） 本編では、本編ではないのに翻訳した。 Robert A. Dahl, *Democracy, Liberty, and Equality*, Norwegian University Press, 1986, p. 26. 以下、 Dahl, 1986.

（三） Robert A. Dahl, "Equality versus Inequality," *PS : Political Science & Politics*, Dec., 1996, p. 646. 以下、 Dahl, 1996.

（四） R.A. Dahl, *A Preface to Democratic Theory*, The University of Chicago Press, 1956; (日本語訳『民主主義論の概要』、未米社、一九七〇年) *Pluralist Democracy in the United States : Conflict and Consent*, Rand McNally and Co., 1st ed., Chicago, 1967; 2nd ed., 1972, entitled *Democracy in the United States : Science Review* (以下 APSR), vol. 77, no. 2, 1983. David Held,

#### *Promise and Performance.*

(4) 例えば以上のものがダールの紹介はもともと一般的なものだらう。「ダールは、デモクラシーに関するブルーラリスト理論、すなはちリベル・デモクラシー諸国における権力は、市民、利益集団、そして政党の間に広範に分配われておらず、单一の集団あるいは集団の連合が支配する」とはならないと解釈は貢献したといつてゐるやうである。 Glenn H. Utter and Charles Lockhart eds., Aaron Wildavsky, Advisory Editor, *American Political Scientists : A Dictionary*, Greenwood Press, 1993, p. 56. など、このダールの項田を執筆したのは、ショアリー・ハイザック (Jeffrey C. Isaac) であるが、ハイザック自身はダールがその信奉者である事実を認識しておらず、それを強調すべきではないと主張する。 Jeffrey C. Isaac, "Dilemmas of Democratic Theory," in Ian Shapiro and Grant Reeher eds., *Power, Inequality, and Democratic Politics : Essays in Honor of Robert A. Dahl*, Westview Press, 1988, 以下、 Isaac in Shapiro & Reeher eds., 1988.

(5) See, Charles A. McCoy and John Playford eds., *A Political Politics*, 1967. 以下、三選出『論理とメソッカ政治学研究』、吉野思想社、一九八一年。 二〇〇八頃、まだ、「クロ政治学研究」にてはヨーロッパ諸国の新動向の論議がおこなわれておらず、ローハヤのコトの論文も複数ある。 T. Lowi, "What Political Scientists Don't Need to Ask About Policy Analysis", in Stuart S. Nagel ed., *Policy Studies and the Social Science*, New Brunswick, 1979.

(6) ダーリの論理を理解するには、必ずしもその内容を理解する必要はないが、それができない場合、筆者は、この論文の本文を読み、筆者の立場を理解する。 John Manley, "Neoplenuralism : A Class Analysis of Pluralism and Pluralism," *The American Political Science Review* (以下 APSR), vol. 77, no. 2, 1983. David Held,

*Models of Democracy*, 1987, pp.201-205. Thomas R. Dye, *Who's Running America?*, 1990, p. 16. Leonard Tivey, "Robert Dahl and American Pluralism," in Leonard Tivey and Anthony Wright eds., *Political Thought since 1945 : Philosophy, Science, Ideology*, 1992, pp. 98-103. Denise L. Baer & David A. Bositis, *Politics and Linkage in a Democratic Society*, Prentice Hall, 1993. Richard A. Harris & Sidney M. Milkis eds., *Remaking American Politics*, Westview Press, 1989. Jeffrey M. Berry, *The Interest Group Society*, Harper Collins, 1989, pp. 212-213.

(~) Dahl and C. Lindblom, *Politics, Economics, and Welfare*, The University of Chicago Press, 1st ed., 1953, 2nd ed., 1976, 3rd ed., 1992. 鐘錠也一訳(全訳)『政治・経済・厚生』東洋経済新報社、1992年。訳者: Dahl and C Lindblom, 1976.

(∞) ダークの業績をたたずむ出版された論文集に取められた「トム・ダーラン・トーマス」は、「トム」転換があつたとすねるが、それは誤謬となるべく大日本の『政治・経済・厚生』の新しさをもつて「トム」へ発展してしまった。“Roundtable Discussion: Politics, Economics, and Welfare,” in Shapiro & Reeher eds., op. cit., 1988, p. 157. ローカルが「真」と「不平等」の問題を口にする際は、続かれていたのが離ぬなご。ローカルよねは「公共哲学」のコラムのコラムは「結果において」「點」であると考へられる行為は関心をもつてゐるが、政府の介入に対処したり正直化するためのやあり、「コラム」が支配的な公共哲学として生れ続かれてゐた由田は、道徳的相対主義、ブルークリベラル、そして自由派のブルークリベラルが調和してしまつた。ある程度の不平等は

寛容なりベラリズムの前提を保持しているのであって、ダール自身が言うようなコツシテは無いということになる。“Roundtable”

101

(σ) Ian Shapiro and Grant Reeher "An Introductory Essay," in Shapiro & Reeher eds., 1988, p. 2. たゞしおの壇場には「1人のダーレ詭」が存在して、しかもそれがベースが示さねばならぬ。ちなみに六七年にアメリカ政治学者の職を退任して以後、七〇年に書かれた『革命後?』(After the Revolution?, Yale University Press, 1970. revised ed., 1990. 译者注: Dahl, 1970 よりも後) がその著作はなし。発表された学術的論稿は六八年に『世界社会科学事典』に掲載された「權力」の解説だ。"Power", in The International Encyclopedia of the Social Sciences, vol. 12, 1968, pp. 405-415.

(10) T. Lowi, *The End of Liberalism: The Second Republic of the United States*, New York, 1st ed., 1969, 2nd ed., 1979, ch.2.  
松政夫訳論『自由主義の終焉：現代政府の問題性』木鐸社、一九八一年。云々 T. Lowi, 1979.

(三) Robert A. Dahl, *Dilemmas of Pluralist Democracy: Autonomy vs Control*, Yale University Press, 1982, p. 207. 亦即 Dahl, 1982. 但就我個人而言，Kenneth Newton, *Second City Politics*, Oxford: Clarendon Press, 1976, p. 228.

(12) Robert A. Dahl, "Rethinking Who Governs?: New Heaven, Revisited," in Robert J. Waste ed., *Community Power : Directions for Future Research*, Sage, 1986, pp. 183-184. ル・ゼルトウの「公的過程論」の點で、①「公的過程」、②「公的過程のハーベルト」、③「公的過程論」の三つの概念を用いて、ダルの「組織的なターゲット」の邊縁を「公的過程」の中心から離れて置かれてある。 (Ibid., p. 185.) たゞ、文本の體裁が複雑であるため、

「『ブルーラリスト理論』は奇妙な観念の混合物を意味するようになつたのである。それどころか、その『理論』のかなりのものが、時として同じ見解を全く持っていない雑多な書き手の作業からとられた架空の議論や推論の合成物を作り上げる、敵意をもつた批判者による様々な解釈から構成されていた。その結果は、しばしば、間違いなく無能な政治理論家——ブルーラリストであろうとなかろうと——が妥当性を見いだすような『理論』「が生まれた」ということだ。」

- Robert A. Dahl, "Polyarchy, Pluralism, and Scale," *Scandinavian Political Studies*, vol. 7, no.4, (Rokkan Memorial Lecture, Bergen, May, 16.) 1984, p. 235.

(13) Isaac in Shapiro & Reeher eds., 1988, p. 141.

(14) ヴィルヘルム・ヤシカ・カーテー (Jack Walker) ルドルフ・ゼンツの批判をもつて。Jack Walker, "Critique of the Elitist Theory of Democracy, *APSR*, vol. 60, no.2, June, 1960, pp. 288-295.

カーテーはゼンツの論述をうなづかず、「民主主義」に「政治的平等」の間違がある。

(15) Dahl and C Lindblom, 1976, op. cit., p. 136.

(16) Robert A. Dahl, *Who Governs?*, Yale University Press, 1961, p. 1. ジーザス・ダール, 1961.

(17) Ibid., p. 4.

(18) Ibid., pp. 84-85, passim.

(19) Dahl and C Lindblom, 1976, op. cit., pp. 22-23.

(20) Robert A. Dahl, "The Behavioral Approach in Political Science: Epitaph for a Monument to a Successful Protest," *APSR*, vol. 55, no.4, Dec., 1961. Isaac, in Shapiro and Reeher, 1988, op. cit.

### 三 變化—プルーラリズムの逆機能と政治的不

平等

ダールの変化は、前章で指摘した楽観主義の修正に見いだせる。アメリカ社会は六〇年代の社会的変動によつて動搖することになる。拡散的不平等は、社会的コントロールとしてのポリアーキーの条件を低下させているという現実認識が現れてきたのである。そして、それはダールにポリアーキーを支える社会的条件の再考という課題を与え、そこからまた新たなデモクラシー理論の構想を不可避なものとさせたのである。

七六年論文は、その鮮烈さと明晰性においてダールの変化のメルクマールとして強調されることが多いが、それ以前の七〇年に上梓された『革命後?』においてもすでに、後々の展開を予測させるような指摘がなされている。

- (15) Dahl and C Lindblom, 1976, op. cit., p. 136.

(16) Robert A. Dahl, *Who Governs?*, Yale University Press, 1961, p. 1. 又Dahl, 1961.

(17) Ibid., p. 4.

(18) Ibid., pp. 84-85, passim.

(19) Dahl and C Lindblom, 1976, op. cit., pp. 22-23.

(20) Robert A. Dahl, "The Behavioral Approach in Political Science: Epitaph for a Monument to a Successful Protest," *APSR*, vol. 55, no.4, Dec., 1961. Isaac, in Shapiro and Reeher, 1988, op. cit.

展開を予測せるよるような指摘がなされてゐる。このことは、執筆当時の六〇年代後半の知的混乱、価値的混沌、公的秩序の動搖という状況に直面しつゝ、多元的なアソシエーションを維持したまま、いかに民主主義的権威を確立するかが問われてゐる。そして複雑多岐にわたる現代社会に適合するたつたひとつだけの権威モデルを発見するには無意味であるにせば、近隣コソボにて一から世界連邦にまで至るナショナル事例に説明されてゐる。この著作は既存のシ

するニューラフトに対する批判であり、その意味で従来から自らが主張してきたポリアーキーの妥当性をあらためて弁証するものとなつてゐる。<sup>(1)</sup>

ところがもう一方で、ダールは、六〇年代における記述とトーンを変え、ポリアーキーをとりまく新たな問題として、富や所得や財産の不平等というものが政治的平等に対する実質的な障壁をつくり出していることを指摘し始めた。大コープレーションを「コーポリスト・レヴァイアサン (The Corporate Leviathan)」としてとらえ、その存在を単に「私的」企業として認識する」との誤りを主張し、経済制度をもつと民主的に運営する可能性を問い合わせたのである。<sup>(3)</sup>これらは問題提起は、後に詳しく触れるように、その後のダールの展開する議論の基本型といつてもよい。七〇年初頭にすでにダールはその後に続く認識を得ていたのである。

この後ダールは『ポリアーキー』『体制と反対勢力』『規模とデモクラシー』といった比較政治体制研究に専念し、かのラルフ・ネーダー (Ralph Nader) らの編集による『アメリカにおける企業権力』に小論を寄稿し、あの七六年序論に至るということになる。<sup>(4)</sup>アイザックの整理に従うとするならば、こうした転換以後のダールの作業の流れは、七七年の『合州国のデモクラシーの障害物の除去に関して』、七八年の『アルーラリズム再訪』、八一年の『アルーラリスト・デモクラシーのジレンマ』、八四年の『ポリアーキー、アルーラリ

ズム、そして規模』、そしてこれら一連の作業の集成として上梓された八五年の『経済デモクラシー序説』となる。<sup>(5)</sup>この整理にしたがつてダールの議論の内容を検討してみる。

五〇年代に予想できなかつたことは、ポリアーキーの条件としての社会的プルーラリズムから導き出される理論構成にプルーラリズムそのものを脅かす要因があつたことである。ここには二つのレヴェルがある。ダールはそれをあまり明示的に著してはいないが、筆者の理解では、ひとつは「制度レベル」のプルーラリズムであり、もう一つは「社会的レベル」のプルーラリズムである。

制度レベルのプルーラリズムが抱える問題とは、建国者たちが創り上げた「多元的制度配列」が「抑制と均衡」機能を果たす一方で、制度と社会を総体として「断片化 (fragmented)」させてしまうことである。これによつて変革のための有効な多数派形成が不可能となつてしまふ。七六年序文に示されたように、ダールがことのほか関心を持つてているのが大統領制の問題である。周知のウォーターゲート事件によって明らかになつたのは、一方で大統領に政治的資源が集中することによつて「帝王的大統領制 (imperial presidency)」的な事態が生じた」とであり、同時にそうした強権的な大統領が、本来少数者の不可譲の権利が侵害されたときに発動すべき「拒否権」を政治的に利用していることであつた。後者は、制度配列的なプルーラリズムの必然的結果

ところになる。

社会的プルーラリズムも問題を抱えている。ダールは、かつてポリアーキーの存在に必要なものとして「かなりの程度の社会的プルーラリズム」を挙げていた。<sup>(8)</sup>しかしいまこれ自体が問題そのものとなっているという認識に至つたのである。そしてここで注意すべきことは、ダールが「プルーラリズム」の意味内容を再定式していることである。

そもそもダールにとつて「プルーラリズム」というタームは、ローウィが「イデオロギー」としての、あるいは「知の体系」としての言葉として使用するのとは異なつて、「社会状態の記述」をするためのものにすぎなかつた。(もちろんそれゆえにローウィは「イデオロギー」としたのだが。) ところがダールは、プルーラリズムというタームが通常は「多样性 (diversity)」の類義語として使用されていること、それゆえ例えば“cultural pluralism”とは“cultural diversity”と同義なのであり、日本訳した言葉の使い方は自分の当該の関心には役に立つものではないとし、<sup>(9)</sup> プルーラリズムにまた新たな意味づけをしようとするのである。そこでダールは、「分裂」を強調するのとしての「紛争的プルーラリズム (conflict pluralism)」と「組織の数と自律性」を強調するのとしての「組織的プルーラリズム (organizational pluralism)」に概念を区別して、「プルーラリズムの擁護か否定か」というオール・オア・ナッシングの設問を回避した

のである。<sup>(10)</sup>なぜならば、デモクラシーの歴史段階として、古典型的ポリス社会から国民国家単位の大規模な現代社会への「第一の変遷」を経た今日、社会のサブシステムである自律的な社会集団の存在を想定することは、ダールの議論の大前提だからである。つまり、ポリアーキーにとつてポジティヴなプルーラリズムとネガティヴなプルーラリズムを区別することで、かつての概念の持つ弱点を克服しようとしたのである。ところが、このポジであるはずの組織プルーラリズムも問題を内包しているのである。

第一に、多元的「停滞 (stasis)」である。言い換えれば、「オルタナティヴのレンジの限定」であり、それは「既得権の固定化」であり、「政治的不平等の固定化」である。政治的資源は不平等にしか分配されていないのだから、既得権を持つた強力な自律組織が自己利益防衛をはければ、その不平等は維持されてしまう。かつて、五〇年代におけるアメリカ政治一般の雰囲気を示す「コンセンサス」は、ポリアーキーの安定条件であつたはずだが、今日のダールはこれを逆に「不平等のコンセンサス」ととらえていることになる。

第二にこれの帰結として、組織プルーラリズムに依拠した既得権集団の拒否権の発動によって、それとは異なる属性においてカテゴライズされた広範な市民、つまり「デモス」のより広範な公共利益、一般利益が様々な形で変質してしまふ。様々な集団が独自の利益に訴えて組織化を行うにつれ

て、分裂と競合は断片化を招來し、一般市民の関心をも断片化してしまい、多くの市民が潜在的に共有していた利益は軽視されるか、あるいは形を変えられてしまうのである。<sup>(13)</sup> 次章で詳しく述べるが、これは地域ユニットに依拠するデモスの成員を拘束する集合的決定に対する「最終的コントロール」（いわゆる“last say”）となるべきクラスターの基準を慢かるとに至る。

この問題は「アジャンダ設定」にも表れる。ひとつの公共政策の総体的判断をする際に、多数の自律集団によってアジャンダが断片化され、大前提の一般的アジャンダが全く考慮されないという事態が起る。例えば、ダールが例として挙げているのが、一九七四年の連邦予算法案の審議に表れた事態である。<sup>(14)</sup> この時予算案は個別の小委員会が多数の個別的利益集団のロビーを受けてばらばらに個別的に審議を行つたが、予算全体の歳出歳入のバランスをどうするかとこう最も重要なアジャンダは全く考慮されなかつたのである。

自律的組織が多元的に存在するところ社会条件とそれを前提として構想されるフルーラリズム理論は、このよほな事態を常態としてしまう。ダールは、六〇年代後半から顕在化する社会変動のインパクトを受け止め、「社会条件としてのフルーラリズム」に変化を認め、同時にそこから「理論としてのフルーラリズム」に対する認識をも再検討しておられる。そしてこの作業を牽引しておるのは、「民主主義的規

範原理」であり、現実における問題対象である既得権集団への批判的考察である。次章では、この主アクターである「大経済組織集団」をめぐる考察が扱われる。

(1) Dahl, 1970, ch.1, 2.

(2) Ibid., pp. 105-115.

(3) Ibid., pp. 115-140. ニの意味で、ローウィが七六年の転換を強調する根拠が疑問となるが、これはさて置け。

(4) Robert A. Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition*, Yale University Press, 1971; (高畠照敏・前田脩治訳)『ポリヘキシー』(「翻訳」一丸版) (著) Robert Dahl, 1971. *Regimes and Oppositions*, Yale University Press, 1973.; *Size and Democracy* [with Edward R. Tufte], Stanford University Press, 1973. (訳)秀夫訳『規模と政治』(慶應義塾一丸版) (著) Robert Dahl, 1973. "Governing the giant corporation," in R. Nader and M.J. Green eds., *Corporate Power in America*, New York, 1973, pp. 10-24.

(15) Robert A. Dahl, "On Removing Certain Impediments to Democracy in the United States," *Political Science Quarterly*, vol. 92, no. 1, Spring, 1977.; "Pluralism Revisited," *Comparative Politics*, vol. 10, 1978.; Dahl, 1982.; "Polyarchy, Pluralism, and Scale," *Scandinavian Political Studies*, 7, no. 4, pp. 225-240, (Rokkan Memorial Lecture, Bergen, May, 16, 1984.); *A Preface to Economic Democracy*, University of California Press, 1985. (訳)秀夫訳『経済アセカラム一此説』(「翻訳」一丸版) (著) Robert Dahl, 1985. また、1982 と 1985 以外の論稿についても Dahl, 1986 を収録している。ハイギックの整理は云々。Isaac, in

Shapiro and Reeher, 1988, op. cit., p. 139.

(5) ハメツカ政治の「断片化 (fragmentation)」の問題は、むしろ新しさトーマス・クネザルーライズムをめぐる問題とは

「断片化」による状況をめぐるかくらべて問題となるむ段階。  
近年のターミズ・ムラード問題は、かくらべて問題となるむ段階。  
A. Dahl, *The New American Political (Dis) Order*, [with Richard M. Abrams, David W. Brady, Patrick Chamorel and Jack Citrin (Respondents)] Institute of Governmental Studies Press: University of California, Berkeley, 1994, p. 2. など D. L. Neary の集団論議の政治構造の断片化や評議会の「ターミズ・ムラード」概念を闡説したムラード See, Donald R. Brand, *Three Generations of Pluralism: Continuity and Change, The Political Science Reviewer*, vol. 15, Fall, 1985, pp. 109-141. 政治構造の断片化の原因にもうまく議論されてる。 Graham K. Wilson, "Interest Group and the Constitution," in Peter F. Nardulli ed., *The Constitution and American Political Development: An Institutional Perspective*, University of Illinois Press: Urbana and Chicago, 1992, pp. 215-216. 断片化をトーマス・ムラードが最大の課題としている集団論・トーマス・ムラード批判を展開した G. McConnell (Grant McConnell). の議論をめぐる G. McConnell, *Private Power and American Democracy*, New York, 1966. などこの課題は、組織「批判的トーマス・ムラード

（6） Avigail Eizenberg, *Reconstructing Political Pluralism, State and Society*, 1990. その「政治の問題は、私の職業生涯を通して、私の判断から批判的な (institutional) 識見は、大統領制の非民主主義的な傾向がある」 とだめに思ふのが、この点である。 Shapiro & Reeher eds., 1988, op. cit., p. 166.

(7) Ibid., p. 302.

(8) Dahl, 1986, p. 244.

(9) Ibid., p. 225.

(10) Robert A. Dahl, *Democracy and its Critics*, Yale University Press, 1989, pp. 24-33. 云々 Dahl, 1989.

(11) Dahl and Lindblom, 1976, p. xxxviii, Dahl, 1986, p. 254, Dahl, 1982, p. 40.

(12) Dahl, 1982, Ibid., pp. 43-44.

(13) Ibid., pp. 45-47.

(14) Ibid., pp. 45-47.

## 四 ハヤクハームの「権利」—「原理」の顕在化

『公共利益』～G. ハヤクハーモンの集団論の特質～』『甲稻田政治公法研究』一九九一年、第四回「批判的トーマス・ムラード

～G. ハヤクハーモンの集団論における「私的ガヴァナンス」について～」回右、一九九三年、第四回を参照された。あた、より最近の議論におけるトーマス・ムラード批判の文脈から断片化を肯定的にみるが、「政治権力の断片化が個人の発展を促進させる」も

1 経済集団正当化理論への反駁  
組織トーマス・ムラードは、以上のような問題を内包している  
が、いへした指摘においてトマス・ムラードが注目する社会集  
団が「シラク・シジネス集団」「大企業集団」にほかならぬ  
が「シラク・シジネス集団」「大企業集団」にほかならぬ

たのは、ポリアーキーの「社会的条件」であつた。しかし、プルーラリズムが理論として必然的に抱え込んでしまう「社会集団の並列的存在図式」に当てはめるには、現実の社会集団の配列はあまりに不均等な配列であるということが認識されたのである。つまりダールは、ビッグ・ビジネス集団の持つ特別な経済的資源と、それによる突出した政治的影響力の行使をポリアーキーの条件としての許容範囲を超えたものととらえたのである。

こうした経済集団の存在は、通常二つの理論によつて正当化されてしまう。第一は、繰り返し指摘してきたように、ポリアーキーを支える「組織プルーラリズム」擁護から導き出されるものである。自律的社会組織の存在の否定はポリアーキーの否定になるから、自律とコントロールのジレンマの中にありつつもこれは擁護されなければならない。第二は、ロック流の「所有権」理論である。つまり自由な経済自律組織の正統性の基盤はそれが持つ「所有権」という経済的権利だとする正当化である。

ダールは、建国以来アメリカが歴史的にコミットしてきたものとして「古い秩序を蹂躪していった法人資本主義(corporation capitalism)」という社会経済秩序へのコミットメント」を挙げ、この説明を通じてこの第二の議論が果たす役割を示している。<sup>(1)</sup>

一九世紀に爆発的に増大した大企業集団によつて、かつて

のジェファーソン的農本社会とは根本的に異なつた経済秩序が成立し、富や所得などにおける夥しい差異が生まれ、階層化が進んでいった。これらの差異は「直ちに政治的資源へと転換可能であるため、完全とは言えないにしろ、農本的秩序におけるデモスの間にあつた政治資源の広範な、平等な分散は、今や相当な程度集中してしまつた」のである。<sup>(2)</sup>しかも、もう一つの帰結として、デモスは企業内部における非民主的な運営(government)とヒエラルキー的構造の中で、いまや一日の大半の時間を過ごすことになったのである。

ここにおいて、ロック的な見解は二つの意味で勝利をおさめることになった。爆発的に増大し巨大化してゆく企業組織においては、組織の決定に対する正当なコントロールの唯一のそして第一義的な源泉は「所有権」とされるから、そこに依拠することによつて企業内部の運営から民主的コントロールを排除することができ、加えて企業の運営に比べればまだずっと民主的な「政府」による外部コントロールに対抗する強力なイデオロギー的バリアーを置くことができたのである。<sup>(3)</sup>

このように「所有するものがコントロールする権利を持つ」という議論が無批判に受け入れられている間は、巨大型企業は組織プルーラリズムによる擁護と相まって、実質的には社会経済秩序においてフリー・ハンドを持つことになら。しかし、ダールは資本主義経済秩序においてあたかも自

明の「」ときこの論理に反駁するのである。しかも「」で注意すべきなのは、そこでロジックが「権利」の問題として語られることである。つまり、経済的権利を二義的な権利として、それに優位すべき政治の原理を「権利問題」として提唱するのである。

## 2 基本的政治的権利としての「自治権」

そしてそのロジックを明快に表しているのが、「コントロールの問題は、所有の問題に先行する」という命題である。<sup>(4)</sup>後に触れるように、この「コントロール」という概念は、ダールの民主主義理論において最も重要なものであるが、「政治・経済・厚生」、「民主主義理論序説」などにおける基本的発想は、社会における多元的要素が相互に抑制しあう中で、安定的均衡点に至るというものであり、ポリアーキーにおける最も重要な「コントロール」とは、ノン・リーダーによるリーダーの社会的コントロールであつて、それは主として「選挙過程」を通じてなされたものであった。その意味において、ダールのこれまでの「コントロール」概念は、すぐれて動態的な、「プロセス」としての概念であつた。ところが、ここにいたつてダールの「言うコントロールは、組織利益集団の所有権」という存在根拠に優先する「政治的な基本権」として基礎づけられることになつたのである。

ダールは、トクヴィルによつて投げかけられた伝統的な

「自由と平等」の相克の問題を現代的社会条件のもとで再度定式化し直す方法で、この「権利」に依拠したコントロールを立論してゆく。トクヴィルの議論の基本圖式は、「平等化の進展が自由への脅威に至る」というものである。そしてその具体的なものとして、群衆支配、平等化されたコミュニティーのコングローミズム、多数者の合法かつ不公正な行動等を挙げる。ダールは、こうしたものそれぞれについて反証を行つていくのだが、とりわけ「合法ではあるが、不公正な多数者の支配」への反論を重視する。トクヴィルは、その不公平の基準を特定化することをしていないが、本来的にこの内容を判断する基準はきわめて広範な要素を抱え込むものであり、特定化困難なものであるから、実効的な議論は成立しない。となると、トクヴィルの示した問題にアプローチするためには、デモクラシーと非デモクラシーのどちらが、そしかを問わなければならない。ダールは、経験的知識からすればデモクラシーのほうが政治的権利と自由をはるかに確保してきているとし、そのもう一方でデモクラシーにおいて自由の侵害があり得るとして、それが「平等と多数支配」の結果として生じるのかどうかを検討すべきであるとしている。そして、そのためには「基本的かつ道義上不可譲りと考へるべき権利」の特定化が必要となるのである。それはダールが「第

るものである。<sup>(5)</sup>

ところがこの政治的権利については二つの考え方がある。第一に挙げられるのが、「先行権利論 (theory of prior rights)」である。これは「基本的権利 (政治的権利を含む) はデモクラシーに先行している」という考え方であり、建国者たちが依拠した立場であった。これによれば、民主過程を通じて活動する集団から、まさにこの基本的政治的権利と自由を守らなければならないということになる。つまりこの権利と自由は民主過程によつて脅かされるものだという前提を持つている。

もう一つの議論が、「基本的政治的権利とは、民主過程に必要なあらゆる権利を含む」というものである。これによつて「人間が所有しうる最も基本的な権利は民主過程を媒介にした自治権そのものである」という定理が導き出される。したがつて、市民には自治を行うのに必要な権利をすべて持つ資格があるのであり、そうした自治権の剝奪は「不可譲の権利の剝奪」になる。そして、ダール自身はこれら二つの議論の後者にコミットすることを明白に宣言するのである。<sup>(6)</sup>

このような立場に立てば、いまや「自由 v.s 平等・デモクラシー」というトクヴィルの示した対立的図式にはならないだろう。なぜならば、「デモクラシーそのもの」をひとつの基本的権利と考えれば、政治的自由の中にデモクラシーを使用する権利が含まれているからである。とすれば、平等の問

題とは「自由対平等」なのではなくて、基本的権利と自由の体系の中にある権利に「だれでもが平等に訴えることができる」という問題になるのである。<sup>(7)</sup>

さて、このような基本的権利としてのデモクラシー、自治権というものが第一義的なものである以上、経済的権利としての「所有権」は自ずと第二義的な権利として位置付けられるを得ない。ダールにしてみれば、そもそも、かつて多数派による少数派の財産の権利の侵害を恐れた建国者達の正当化理論の支柱はロックであつたが、その所有権理論は巨大な現代ビジネス会社に適用されたときにはもはや意味をなさない。

「私的財産に関するロックの議論を現代のビジネス会社の所有やコントロールへ拡大するような愚かなことをやめれば、所有者の権利は自治にとって必要な第一義的権利との関係において第二義的なものだとみなされなければならぬ」。

しかし、このような主張に対しても、当然經濟的自由権に基づいた反論が存在する。もちろんダールは、そうした権利を否定しているわけではない。ダールが提起する問題は以下のとおりである。

「自治の権利、つまり民主的過程の権利はあらゆる道義的権利の中の最も基本的なもののひとつだが、経済企業の私的所有権が基本的道義的権利かどうかは誠にもつて疑問で

ある。<sup>(9)</sup>

ダールは「経済的自由権→私有財産権→経済企業の私的所有権→私的に所有された大規模企業→企業の私的所有権は、本来的に民主過程によつて削減することはできない」という正当化プロセスに疑問を投げかける。つまり、経済的自由の権利は私的財産権とはイコールではないということである。

例えば、私有財産を「自然権」とする最も強力かつオーソドクスな擁護論に対しても、法律上の財産権は単一の権利ではなく、様々な権利・特権・義務・責任を束ねたものとして成立していることから、その権利の範囲を明確にしなければ、その真理性は自明なものとして弁証できないと反論している。また、ロックの労働理論に基づく反論に対しても、株主による企業所有という現代的形態からしてもそれは正当化できないとし、しかも株主による所有に基づく支配の権利と企業への資本供給というものは原理的に切り離すことが可能であるとして、反論を退ける。そして、基本的権利としての私有財産の擁護論には満足のいく根拠が無く権利の範囲も確定されていないこと、私有財産の擁護論は私有財産の無制限の取得権を正当化しないこと、そしてそこから、権利としての私有財産の理にかなつた擁護論の中で、企業の私有を正当化するのに成功したものはないと結論付けるのである。そしてここから、先述の命題が立ち現れてくる。

「したがつて、デモスとその代表は、民主的過程によつて、

経済的企業ができるかぎり、民主主義・公正さ・効率・望ましい人間の資質の陶冶、および善い生活に必要な最小限の私的資源を獲得する資格を達成するために、どのように経済的企業が所有され支配されるべきかを決定する資格を持つのである。<sup>(10)</sup>

第一義的政治的権利に基づく「コントロール」は、まさに第二義的権利としての経済的権利に優越するものとして存在するのである。そして、このコントロール機能をはたすものの原理としてダールが提唱するのが「手続きデモクラシー(procedural democracy)」にほかならない。

### 3 手続きデモクラシーの基準

手続きデモクラシーの基準は、大前提としてのデモクラシーを支える合理的な信条、そしてそれを受けた手続きの基準という段階で定式化される。七七年論文において示された大前提条件としての①その団体の成員を拘束する集団的決定の要請があること。②集合的決定に拘束される義務のある人々の間にデモスが存在し、その成員は、おおよそ平等に資格が与えられている(roughly equal qualification)こと、<sup>(11)</sup>という二つに比べると八五年の『経済デモクラシー序説』では、これがより精緻なものとなつてゐる。何よりも②の平等な資格が、「弱い平等原理」と「強い平等原理」に分けられ、前者は「それぞれの人の持つ善(good)は、平等な考慮の

対象とされる資格を与える」という条件であり、後者は「あらゆる問題に関して、アソシエーションの全成人成員には、どの問題には集団的決定が必要でどの問題には必要ないのかを決定する資格がほぼ平等に与えられる」というものであり、これはアジェンダの選択の資格が平等に与えられているということを意味する。<sup>(12)</sup>

こうした前提の下により特定化された民主過程の基準が以下である。①政治的平等（投票権の平等）。②有効な参加。③啓発された理解（enlightened understanding）。①は、デモスの成員の選好の平等な考慮であり、②は選好の根拠を表現する機会の平等である。注意すべきなのが③である。これは、啓蒙された市民という規範的な自己完結したものとしての成員の資格構成を示しているのではない。つまり、理性的市民資格の要請ではなく、「正確に選好を表現するために、決定される問題に関する自分たちの選好が何であるかを利用可能な時間において発見し確認するための適切かつ平等な機会」<sup>(13)</sup>、あるいは「何が社会にとって重要であり個人にとって利益になるかを判断させるに足る知識や情報の普及」<sup>(14)</sup>とされる。

最後に挙げられるのが⑤アジェンダの最終的コントロール（final control of agenda）である。これは、現代世界の抱える条件としての「テクノクラシー」に対抗するための原理である。手続きデモクラシーを信奉する人でも、それが高度に技術的、法律的、あらゆる種類の行政的問題に関する判断を含んだすべての問題に適用されなければならないとは考えない。しかしそこをとひえて手続きデモクラシーは錯覚であり、自滅的なものだと繰り返し言わってきた。ダールはこれ

がつて、④包括性（inclusiveness）という基準が加えられることになる。しかしこの問題は「理論的基礎を与えることが難しい問題」<sup>(15)</sup>である。なぜならば、デモクラシーの原理は、デモス自身がデモスの範囲を確定するという根源的ジレンマを持つからである。ダールは、タフト（E.R. Tufte）との共著である『規模とデモクラシー』やその他多くの論稿において、この問題に言及しているが、最終的にこれを論理的に基礎付けることを放棄している。<sup>(16)</sup>しかし、ギリシャ・ポリスとは根本的に条件の異なる二〇世紀世界において、「多くの成人人口を除外して市民の範囲を想定することは明らかに許容しがたい」として、この基準を示すのである。<sup>(17)</sup>そしてこの基準は、比較体制研究としての『ポリアーキー』における一つの基準つまり、「公的異議申し立ての自由」「参加の包括性」にも表れている二〇世紀的現実において不可欠の要素なのである。<sup>(18)</sup>

に對応するための基準としてこの第五の基準を提起して  
いる。<sup>(19)</sup>

このような五つの基準を満たしたアソシエーションをダールは、「手続的意味における完全な民主主義的団体 (fully democratic association in the procedural sense)」と呼んでいる。しかし、これに對しては「手續的正義は、必ずしも実質的正義を保証しない」という批判、あるいは「手續的デモクラシーは、我々の良き社会の内実に關しては何も語らない」という批判があり得る。ダールは、これらの主張の一部を正当なものとして受け入れるが、前者に對しては、それは「実質的正義に結びつく可能性の高い別の解決法」としての「統治エリートによる解決」につながるとして、また後者に對しては、その内容について議論することは健全だが、それすら手続きデモクラシーによつてすすめられるものだと断じ、あくまで「手続きの優先」という基本認識を貫こうとするのである。<sup>(20)</sup>

以上のようにダールは、所有に先行するものとしてのコントロールという命題を支えるデモクラシーの基準原理を示した。ではこの原理はどのような方法でブルーラリズムを克服するのであろうか。ここで、我々はもう一度、この原理と組織ブルーラリズムのもたらす不平等の問題との関係に立ち戻る必要がある。

#### 4 「自治的」企業、企業内デモクラシーの提唱

再度確認すれば、現代政治経済秩序において巨大な経済組織集団は「所有」という根拠に基づいて、そして組織的ブルーラリズムに基づいた「拒否権」によって、ポリアーキーのよりいつそうの民主化の障害となつてているというのが、ダールの基本的問題設定である。こうした事態に對抗して、ダールの「自治的権利」としての所有に優先する「政治的」権利としての「自治権」に依拠する手続きデモクラシーの原理を擁護する。経済的資源の不平等が政治的不平等に直ちに翻訳され、政治過程が硬直・停滞し、健全な組織ブルーラリズムの展開の条件が悪化しているとするならば、それに対抗し克服をはかるために「原理」の優越に訴えること以外に展望は開けないということになる。また、政治的資源の差異によつて政治的不平等が生じているならば、その不平等は手続きデモクラシーの原理を侵害しているのであって、これが不可譲、不可侵の第一義的政治的権利であるならば、この権利に遡つて、現実に對する批判的考察をするしかない。

手続きデモクラシーの基準は、何らかの特殊なアソシエーションに限定されて適用されるのではない。ダールの強調するのは「デモクラシーの主張を、この前提が妥当するあらゆる種類の『あらゆる』アソシエーションにおける『権利の問題』として確立すること」なのである。ここにいたつて、ダールは民主過程を回復するためにその過程を経済企業のガ

ヴァナンスにまで拡大適用することを提唱している。<sup>(21)</sup> ダールにとつて、デモクラシーの下で目標とされるべき経済秩序は、第一に基本的政治的権利の持つ価値を損なわないものであり、第二にデモクラシーに必要な経済的資源の分配が公正になされるものであり、第三に効率的な秩序であり、第四にそれはJ・S・ミルの述べたような市民の徳と知性を向上させることであり、第五に我々のあらゆる基本的利益を推進保護するためには最小限必要な資源を獲得できるものである。こうした目標にとつて、官僚制的社会主义は、分権的で自律性を持つた組織によって造られる経済秩序とは根本から矛盾する。<sup>(22)</sup> したがって、ダールが要請するものは次のように表される。

「我々が求めているのは、市場システムによつて設定され、そして我々の目標を達成するのに必要だと考えられているような民主的に課された法・ルール・規制の枠内で機能する、相対的に自律性を持つた経済企業に、多くの重大な決定を分散させる経済秩序である。」<sup>(23)</sup>

そして、このような従来は労働者による「協同組合」「自主管理」「産業デモクラシー」と呼ばれてきた企業のあり方をダールは、「自治企業（self-governing enterprise）」と呼んでいる。<sup>(24)</sup>

しかし、自治企業のシステムは財産権を侵害するし、国家による拘束的な決定と企業における決定が同じ意味での

「拘束力」を持つていらないから民主過程の正当性というこれまでの議論は当てはまらないという批判もあり得るだろう。

しかし、ダールは、前者に対しても、これまで指摘してきた論拠によつてそれを退け、後者に対しては、企業の決定と政府の決定の類似点を強調して反駁する。つまり、企業における労働条件・レイオフといった決定は解雇という究極的制裁を強制的におこなうものであり、その意味でいえば、企業の中にも治者と被治者との間の権力関係が存在するのであって、とするならば「両者の関係は民主的基準に従属すべき」となる。企業そのものもひとつの政治システムとされる。<sup>(25)</sup>

紙幅の関係上、この自治企業がどのような制度であり具体的にどのような問題をはらんでいるか、どのような可能性を持つていてかについては割愛するが、ここで強調したいのは、ダールがこのシステムによる資本主義市場システムの経済秩序にバラ色の展望を持っているというわけではないといふことである。ダールの力点は、デモクラシーの原理に基づいて経済的・政治的不平等を考えれば、「聖域」としての企業には手続きデモクラシーは適応できないとする論理上の正当性が理解できないということにある。それは以下の結論的叙述に明確に現れている。

「もしデモクラシーが国家を統治するにあたつて正当化されるとならば、その時、経済企業を統治する際にもデモクラシーは正当化される。それどころか、もし経済企業の統治

をする際にデモクラシーが正当化され得ないならば、我々はデモクラシーが国家を統治する際にどのように正当化され得るのかが全く分からなくなる。民主的過程の前提を妥当とするいかなる団体のメンバーも、民主的過程といへ手段によつて自らを統治する『権利』を持つてゐる。・・・すでに国の統治において行使したのと同じように、企業の統治運営内での民主的過程にたいする我々の権利を行使してはなんないとする、明確な理由を説ねるゝがやむなしのである。<sup>(26)</sup>

本章における私は、ブルーハーブムに内在するロバーツに

よつて、そして不問の前提としての経済的権利によつて正当

化される経済組織集団を「ハムロール」の手続や「ヤクル

シー」がどのよひに導出われてゐたかを考察した。前章におけ

る議論と相まつて、ハムロールの学問的當為における

認識上の変化や修正が「権利としてのデモクラシー」とこ

う主張によつて明らかにされた。六〇年代後半に顕著となる

アメリカの社会運動のインパクトを受けて、ダールの議論は

かのように「トーン」を変化せられたのである。そして、こ

の変化を特徴付けるとするならば、それは「原理の突出」と

もううべきものだらう。あるいはこれを「政治の擁護」<sup>27)</sup>しても良いかもしない。

しかし、第一章の冒頭で見たよひに、ダールの太い論理の流れを見たとき、四〇年代の認識と今日九〇年代における認

識はいかにも矛盾もないものなのである。もしこれが正しいとするならば、我々はダールにおける変化のみならず、半世紀にも及ぶその作業の「連続」にも考察を向けなければならぬ。

(1) Dahl, 1986, p. 129.

(2) Ibid., p. 136.

(3) Ibid., p. 137.

(4) Dahl and Lindblom, 1976, op. cit., p. xxviii, Dahl, 1986, Ibid., p. 148, p. 248.

(5) Dahl, 1985, pp. 8-22. 邦訳一一一九頁。

(6) Ibid., pp. 23-26. 邦訳一一一九頁。

(7) Ibid., p. 26. 邦訳一一一九頁。

(8) Dahl, 1986, op. cit., p. 146.

(9) Dahl, 1985, op. cit., p. 74. 邦訳八五頁。

(10) Ibid., pp. 74-83. 邦訳八四一九五頁。

(11) Dahl, 1986, op. cit., p. 140.

(12) Dahl, 1985, op. cit., p. 57. 邦訳六一六七頁。その他として、

①を織密にしただすのべて「拘束的集団的決定におけるアジャンダ設定期と最終決定がなされる段階の二つの段階」の指摘、そして自分たち自身の利益の最終的な判定者となるべき資格「自由の原理（A principle of liberty of equality）」（この資格を立証する举証責任は、かかる成人者にすべきもそれを負わなき）、そして希少で貴重な者は公正に配分されねばあらじかね「公正の基本原理（an elementary principle of fairness）」等が挙げられてゐる。

(13) Dahl, 1986, op. cit., p. 141.

(14) ロバーメ・ダール・高畠通敏「対談：民主主義の危機と市民参加」『朝日ジャーナル』一九七七年一月一五日号、一一〇頁。（以

下、ダール・高畠、一九七七。)

(15)

- (19) See, Dahl, 1973. ハベスチタム ハリカムの「規模」「範囲」をめぐる問題の難しさをダールは度々指摘している。Dahl, 1982, op. cit., p. 85, 1989, p. 320, "A Democratic Dilemma: System Effectiveness versus Citizen Participation," *Political Science Quarterly*, vol. 109, no.1, 1994. たゞ、この問題はさておき田敦氏の論稿を参照せねば。松田敦「ハーマン・ダヤクハムーのトバンハマーラ・ダールをめぐらし」『思想』九六年九月号、131-148頁。

(20) ダール・高畠、一九七七、前掲。

(21) Dahl, 1971, pp. 2-3. 翻訳八一九頁。

(22) Dahl, 1986, op. cit., p. 142. ハールは「ポリアーキーをめぐって現れてくるべき」への問題について、高畠氏が示した「テクノクラシーによるポリアーキーの変質」に関する発言を受けて、「現代のポリアーキーの下での「かなる制度も、政策形成に関する高度の技術的能力を備えない限り、実行ある制度として生き残る」にはできない」と私は思ふが、と述べ、「ポリアーキーとして他の道は残されてこなかぬ」から展望を示してゐる。ダール・高畠、前掲、三三三頁。

(23) Ibid., pp. 84-90. 邦訳九七一-一〇二一頁。

(24) Ibid., p. 91. 邦訳一〇五頁。

(25) Ibid., pp. 111-115. 邦訳一一五一一九頁。

(26) Ibid., pp. 134-135. 邦訳一四七一-一四八頁。

## 五 「連続」—民主的コントロールの優越

1 社会主義からの離脱

ここで、我々は時計の針を半世紀ほど戻してみる必要がある。前章までで確認された近年のダールの作業を念頭に、本章ではその論理と認識の一貫性を考察してみたい。そしてそれは、第一章の冒頭で示された四〇年代、すなわちダールの知的活動の端緒となつた一連の論稿の考察に触れることから確認できる。

# 1 社会主義からの離脱

- (20) Dahl, 1986, op. cit., p. 142.

(21) Dahl, 1985, op. cit., pp. 60-61. 雜誌十七—一〇一頁。

(22) Ibid., pp. 84-90. 雜誌九七—一〇一頁。

(23) Ibid., p. 90. 雜誌一〇四頁。

(24) Ibid., p. 91. 雜誌一〇五頁。

(25) Ibid., pp. 111-115. 雜誌一〇五—一〇九頁。

(26) Ibid., pp. 134-135. 雜誌一〇七—一〇八頁。

○年代のアメリカのラディカルズ達に衝撃を与える。J・P

・ディギンズ (John Patrick Diggins) が指摘しているように「知識人の脱ラディカル化のかなりの部分は、アメリカ政治思想に対するヨーロッパの全体主義のインパクトの結果」だつた<sup>(2)</sup>。自身社会主義者であると認識していたダールも、労働関係委員会で活動をしつつも「現実の社会主義体制」に対しては否定的となっていたようだ。「モスクワ裁判」において何が起こっているかを知るようになり、その結果ソヴィエト連邦は社会主義的ではあるが民主主義的ではないと考えはじめ、またドイツの侵攻によってフランスが陥落したことによつて、自分が社会主義者と共有してきた孤立主義的立場というものが、フランスやイギリスは決して敗北しないという暗黙の想定に依拠していたことに気づき始め、労働関係委員会内部でスターリニストと衝突するという中で、徐々に自分の「転向」がなされたと述べている<sup>(3)</sup>。

## 2 原型としての四〇年代初期三論稿

一九四〇年に公表された三つの論稿は、三九年から四〇年にかけて執筆されたイェール大学へ提出した博士論文の一部を修正して発表されたものである。これらの論稿には、集権的経済秩序への疑問と批判が明確に現れており、すでにこの段階で国家主導的社会主義からの離脱が認められる。そして、同時に資本主義的均衡経済理論をもひとつのユートピア

として退けている。

まず、最初の論稿となつた「民主的社会主義理論について」において、経済均衡理論 (equilibrium theory) の批判がなされる。経済計画においてなれる決定は、①財の生産のための利用可能な資源量 ②生産される財の種類 ③生産されるべき財の比率と量 ④財の生産手段 ⑤財の分配割当の五つであり、均衡理論によればこれらの決定は、「市場」によってなされる。希少な資源をめぐつて自由な競争が行われるのでから、経済学者にとってみれば「資本主義こそ真の経済デモクラシー」となるのだろうが、現実にはそのような均衡は達成されない。その最大の理由は、均衡理論が重大な社会的条件を無視しているからである。そしてそれは「総体としての所得の不平等」にほかならない。一章の冒頭で示された一節はまさにこの部分である<sup>(5)</sup>。

次にダールは、M・ドップ (Maurice Dobb) によつて示された「消費者の嗜好を知つてらるるのは中央計画委員会である」とする「新経済政策 (New Economic Policy)」終焉後のソヴィエトにおいて支配的な社会主義計画に対しても疑念を発している。このような計画に基づいている財の生産と分配はまず「嗜好様々な文明社会」では受け入れられない。もし実行するにしても需給アンバランスを是正する価格政策が必要となるが、こうした複雑な政策が要請する巨大な官僚制度によつて強権的に行われるため、代議政治的手法が拒否さ

れる」とになり、議会による経済のコントロールが不可能となり、市場のみのコントロールも不能であるとすれば、「デモクラシーが生き残るチャンスはほとんどなくなる」のである。<sup>(6)</sup>

このようにダールは、市場万能の均衡理論を「ユートピア」とし、強権的な社会主義計画を「悪夢」として論難する。しかし、ここで見逃してはならないのが、ダールが「ユートピア」としての均衡論を全面否定しているわけではないといふことである。ダールは均衡理論の基本ロジックそのものは排除していない。

「均衡理論が資本主義の部分的な記述にすぎない」という事実があるからといって、それを社会主義の建設において利用することが禁ぜられるわけではない。なぜならば、・それは経済デモクラシーの創出に多くを提供するものを持つてゐるからである。<sup>(7)</sup>

つまり、生産の需要をコントロールする消費者の資源が不平等に分配されている以上、「消費者によるコントロール」としての経済デモクラシーはユートピアであっても、それは均衡理論の基本ロジックの誤りではなく、理論の背景となる社会経済的条件との関係における実効性の問題なのである。したがつて、ここには消費者による「社会的コントロール」を通じた「均衡」を可能なものとする「社会主義」の構想は可能であるという認識があるのであって、これはまさに今日

に至るまでダールの理論に一貫したロジックである。第三章で確認したように、ダールはこの時点で「コントロール」という問題を何よりも先行させる理論的骨格を示すことでも知的活動を開始させてゐるのである。

ダールはこののような認識に基づいて、ルードヴィッヒ・フォン・ミーゼス (Ludwig von Mises)、フレッド・M・テイラー (Fred M. Taylor)、オスカーランゲ (Oskar Lange) そして H・D・ディッキンソン (H.D. Dickinson) といった社会主義経済理論の展開をたどり、「消費者によるコントロールを短所あるものとしてなお、これと社会主義を結びつけるようなシステム・・・生産当局が消費者に命令を下すのではなく、消費者が生産当局に命令するようなシステム」であり、「市場は唯一の資本主義メカニズムではなく、私的アーネーキーの悪と集団的強権主義の間にある民主的社会主义をガイドする中立的なコンパスである」とする「市場社会主義 (market socialism)」に展望を見いだしている。そして、その利点として ① 民主的実践に必要な権力やコントロールの広範な分権 ② 進歩を支える経験主義の広範な許容 ③ 労働者による経営のコントロール ④ 民主的国家による経済管理 ⑤ 経済発展 ⑥ 完全雇用等を挙げ、「経済デモクラシーへのひとつの道を明らかにする」ものとするのである。<sup>(9)</sup> 戦後イエールに戻った直後に発表された『マルクス主義と自由諸政党』、『労働者の産業コントロールとイギリス労働

党』においても後の展開を予想させるような議論がなされている。前者においては、政党に関する民主的仮説を①複雑社会における利害の対立の不可避性②a利害対立の最終解決法としての多数決ルールの必要bそこに含まれる説得による多数派形成の権利③以上が要請する不可欠な手段としての政党結成の自由、政党間競争の自由として提示し、マルクス・エンゲルスのいわゆる「フランス三部作」や『共産宣言』『反デューリング論』等の検討を通じて、社会主義政党が権力を奪取した後に、反対派の政党の活動や複数政党制への移行がどのように保障されるかについての政治理論が欠落していることを批判している。<sup>(11)</sup>つまり、資本主義から共産主義に至る社会主義「以降」の問題を飛び越しているため、集団対立の階級構造的基盤という命題と、ソヴィエトにおいて私的所有の全面廃棄が現実に起こってしまったこととの間に生じる理論的問題は、民主的社会主義者にとっての手引きにはならないとするのである。まさにここで、集団対立構造は現実世界における多元的利益の散在を基盤にしているというブルーラリズム的前提が明確化されてくるのである。

『労働者の産業コントロールとイギリス労働党』においては、市場社会主義の理論的可能性を当時のイギリス労働党政府の現実的動向を素材に検討している。そこでは社会主義思想における理論潮流、つまりフェビアン主義・ギルド社会主義・労働組合主義内部の「労働者によるコントロール」と

「中央によるコントロール」の対立理論関係をふまえて、次に三〇～四〇年代のイギリス労働党とTUCの間の労働者管理をめぐる理論的対立を検討している。<sup>(12)</sup>そして、そこから社会主義における経済経営組織のコントロールの方式や労働者の地位といった問題は未だ解決を見ず、労働党政府もこの問題に関しては、伝統的代議制の枠組みから出ることはなかつたことが指摘される。そして、この労働党政府の主要な目的とは「伝統的な意味での社会主義ではなく計画経済である」と断じている。<sup>(13)</sup>

ここでもダールの根底にある問題設定、つまり「放縱と計画の中間領域において、より平等な社会を希求するデモクラシーにとつていかなるコントロールが要請されるのか」ということが問われているのである。

以上のような四〇年代のダールの論稿については、八〇年代半ばの『経済デモクラシー序説』において考察された「自ら管理」的経済システムとの比較をするならば、より詳細で実践的な「生産と分配」をめぐる議論に立ち入って検討する必要があるだろう。しかし、あくまでも本稿の目的に照らしみれば、前章までに指摘してきたダールの近年のデモクラシー理論の構想が半世紀前にどのような議論から発してきたかを示すことはできただろう。その構想とは、多元的利益が散在し、経済的資源が不平等に配分され、かつ寡占化された社会的条件の下では、デモクラシーは市場とのアナロジーを

連じて描かれる均衡理論のよひには機能しないが、均衡理論の持つ「コントロール」を政治的に機能しないものである。ダールのロバーハクは「連続」してゐるやう。

（15）  
デル、つまりH.D.が示したような市場の持つあらゆる隠れた合理性の美德と私的所有と富の集中の悪を持たない、民主主義的な政体と分権化された社会主義経済モデルを手にしてきた。

Shapiro and Reher eds., 1988, op. cit., pp. 161-162.

## 現代民主主義理論における「平等」と「コントロール」（岡田憲治）

- (一) Michael A. Baer, Malcolm E. Jewell, and Lee Sigelman eds., *Political Science in America: Oral Histories of a Discipline*, the University Press of Kentucky, 1991, p. 170. ふつゝじのヘーハタ  
カバー集が出版されたのは九一年であるが、実際にはそれが行われたのは八〇年である。
- (二) John Patrick Diggins, *The Rise and Fall of the American Left*, New York: Norton, 1973, p. 191.
- (三) Baer et al eds., 1991, op. cit., p. 171.
- (四) Robert A. Dahl, "On the Theory of Democratic Socialism," op. cit., 1986; "Marxism and Free Parties," *The Journal of Politics*, vol. 10, Nov., 1947.; "Worker's Control of Industry and the British Labor Party," *APSR* vol. 41, Oct., 1947. 後掲1「繕」  
Dahl, 1986, op. cit. ふたびねねてある。
- (五) Dahl, 1986 op. cit., pp. 25-26. 「消費者の選択が如何にもうつむき眼鏡をおこす」 ふつ描寫をしてゐる。(Ibid., p. 27.)
- (六) Ibid., pp. 27-34.
- (七) Ibid., p. 27.
- (八) Ibid., pp. 34-37.
- (九) Ibid., p. 54. 細胞生物学者・トービン (James Tobin) が、前掲「カーネギー・センター」において次のように語りなさい。
- 「私が（ダール）より（カーネギー・センター）の世代の多くの経済学者は、民主的市場社会主義に共産主義を以てんべくと取れていたんだ。O・アバ・レーナー (Abba Lerner) も、手堅くへだてただや
- （10） 前掲のポリベーションのインタビュー、ダールは自分の博士論文がデモクラシーから視座からの社会主義プログラムのサーヴィスであったと述べ、その背景には「丘桜国が民主社会主义的秩序の方向とそれほど遠くはない第11の」ニューウィールのようなものを通じて進んでいくところの希望があつたのかもしれない」と回顧している。そしてそれがダールの闘争で続けてきたものとそれほど違わないではと問いかけたボルスピーに対して、「『だれが統治するのか?』を読んだ人によく間違われるのですが、わたしはずつとそれにハッキリしておいたんです。博士論文の最初の章で、民主的秩序の必要条件を満たすためにプログラムが直面せざるを得ない五つか六つの基準を提示したのですけれども、以来それを個別に検証しておいたのです。」 ふつぐ、自分はひたすらの問題を探求して来たのだとさういふを強調している。Baer et al eds., 1991, op. cit., p. 169.
- ## 六 連続する限界
- 「私が（ダール）より（カーネギー・センター）の世代の多くの経済学者は、民主的市場社会主義に共産主義を以てんべくと取れていたんだ。O・アバ・レーナー (Abba Lerner) も、手堅くへだてただや
- （11） 前掲「カーネギー・センター」の語りを通じて、ダールは一貫して「デモクラ
- （12） ふつあとの検査を通じて、ダールは一貫して「デモクラ
- （13） ふつあとの検査を通じて、ダールは一貫して「デモクラ
- （14） Ibid., p. 99.
- （15） 前掲のポリベーションのインタビュー、ダールは自分の博士論文がデモクラシーから視座からの社会主義プログラムのサーヴィスであったと述べ、その背景には「丘桜国が民主社会主义的秩序の方向とそれほど遠くはない第11の」ニューウィールのようなものを通じて進んでいくところの希望があつたのかもしれない」と回顧している。そしてそれがダールの闘争で続けてきたものとそれほど違わないではと問いかけたボルスピーに対して、「『だれが統治するのか?』を読んだ人によく間違われるのですが、わたしはずつとそれにハッキリしておいたんです。博士論文の最初の章で、民主的秩序の必要条件を満たすためにプログラムが直面せざるを得ない五つか六つの基準を提示したのですけれども、以来それを個別に検証しておいたのです。」 ふつぐ、自分はひたすらの問題を探求して来たのだとさういふを強調している。Baer et al eds., 1991, op. cit., p. 169.

かる。そしてそれは半世紀以上に及ぶプロセスの中で社会的インパクトを受けつつ各々の時点で主張の調子（トーン）を変化させてきたにすぎない。

七〇年代以降の変化・修正もこのような太いコンテクストの中で評価しなければならない。今一度確認するならば、ダールは四〇年代に不均等な社会条件の下でのデモクラシーをいかに機能させるかという基本命題を構築し、「イデオロギー終焉」以後の五〇年代から六〇年代にかけてのコンセンサス状況において、社会的目標の達成のための合理的理解と改革をインクリメンタルな変動の原理に依拠しつつ展望し、その中で理念としての古典的デモクラシーにかわる「社会的コントロール」の技術のひとつとしてポリアーキーを掲げた。しかし、六〇年代末に顕在化するコンセンサスの崩壊という社会条件の変化を受けて、いま一步のポリアーキーの民主化を志向するための原理として「手続きデモクラシー」、あるいは「経済デモクラシー」の擁護へと向かっていったのである。このようにダールの変化は、社会の変化と連動している。あるいはそれを「共鳴」と呼んでもよいのかもしない。最後に今一つこの共鳴を示す問題とそこに内在する理論的限界について考察してみる。

### 1 プルーラリズムにおける「公共善」の特定可能性

ダールは手続きデモクラシーを支える五つの基準を指定し

たが、実質的にはダールの議論は「手続き」の問題に留まらず、今日的ポリアーキーの「内実」を問い合わせ、告発し、矯正しようとする作業に至っている。この点について、J·W·シーザー (James W. Ceaser) は、「ダールの『手続きデモクラシー』という名の選択は、ほとんど誤解を生むようなものに思える。なぜならば彼の心の中での変化は、手続き同様実体もともなつたものだからである」と指摘している。<sup>(1)</sup> あるいはアイザックも同様に、ダールが理念としてのデモクラシーを強調しつつも現実の体制に度々踏み込んで規範の問題にかかるることに注目している。<sup>(2)</sup> こうした指摘は、かつてのダールが『民主主義理論序説』において、制度均衡論としてのマディソニアン・デモクラシー概念とルソー的な人民主権デモクラシー概念を論難し、ひとつの「概念救出」として「ポリアーキー」概念を構築したというエポックメイキングを念頭においていることから出てくる。ダールの変化・修正を言うならばまさにこの点を無視するわけにはいかない。権利としての「デモクラシー」、「手続きデモクラシー」の五つの基準」という原理の突出と、「サブシステム内部においてはポリアーキーは存在していない」という認識から「経済デモクラシー」という内実に踏み込む実践的態度は相補的な関係にある。

このことは、ダールの「公共善 (public good)」に関する議論にも表れている。ダールはプルーラリズム的相対主義に

陥ることを回避せんと、公共善を特定化しようとするとするのである。古典的ポリスにおける議論とは異なり、大規模な民主システムにおいて多元的な社会利益の散在を前提とするプルーラリストにとって満足のいく議論はなされにくく、公共善の問題は特定不能な一般的命題をめぐつてなされざるを得ない問題であった。つまりそれは「自分たちの観念が厳密に集合的決定に適用されることを要請されたことがない、「この問題に」<sup>(3)</sup>哲学的に関わってきた学者によつてなされてきた」のである。しかし、平等なシティズンシップだけを当てにすることのできない今日的世話を前提とするプルーラリストの立場からこの問題に関わらんとするならば、トクヴィルが示したような多数の団体からなる「団体ブルーラリズム (associational pluralism)<sup>(4)</sup>」を念頭に公共善を検討しなければならない。小社会の成員にとって一般意志であつたものは全体社会にとつてみれば私的意志となつてしまふルソーの「悪夢のような二律背反」以後、「公共善とは、かならずしも單元的な目標であることは限らない」のである。

そして、この発想を根底から支えるのがプルーラリズムの「利益」概念である。ダールは公共善の議論において四つの可能性を考える。「市民は公共善を志向するか」と「市民はそれに賛同するか」という二つをクロスさせたとき、①志向するし、それに賛同もする。②志向するがそれには賛同しない。③公共善には賛同するが遂行しようとは思わない。④遂行しようとも思わないし、そういうものにも賛同しない、と。しかし、プルーラリストの立場からは必ずしもそうではない。例えば「公共善がすべての市民の自己利益の集合以上のものではない」ということに市民は同意していて、かつすべての市民が自分自身の利益だけを追求している場合もあるし、ここには自己矛盾はない。<sup>(7)</sup>ここには、ベンサミズムに依拠する典型的なプルーラリズムにおける「利益」の概念が示されている。

つまり主観的利益の積分として公共善を想定したとき、公共善とは同質的市民が志向しつつかつ賛同するものではなく、その前提に立てば同様にモニステイックな一般意志を体現する単一主権は、論理的にも現実的にも否定されるのである。したがつて、逆にいえばプルーラリストは、モニステイックなデモクラシーが回避することのできる根本的な問題に直面せざるを得ない。それは「だれの公共善?」という問題である。

プルーラリストは、それに対して「集団的決定によつて重大的な影響を受けるあらゆる人の善」と考える。しかし、これを現実の解答に適用するとなると事態は錯綜する。なぜならば、そこには民主主義国家「内部」のプルーラリズムと民主主義国家「間」のプルーラリズム、加えてそれぞれの国家内

部でなされる決定に深刻な影響を受ける「外部」の人々が存在するからである。公共善は「いかに」最もに決定されるかという問題についても、ブルーラリズムは困難な問題を抱え込む。それは「どの単位、どのタイプの単位がこうした決定作成にとつて適切なのか」という先述した理論問題である。<sup>(8)</sup> そして、なんといつても「何が」公共善なのかという問題、つまり集団的決定を導くに十分な公共善の「特定化」に至つては「いかなる現代民主主義国家においても困難」ということになる。<sup>(9)</sup>

ところが、ダールはここで問題を終わらせずに、ブルーラリズムの限界の克服を試みるのである。つまり、「我々の公共善が特定の目的や活動そして関係から成り立っているという」とはまれであって、通常は慣習、申し合わせ (arrangements)、制度、そして諸々のプロセスから成り立つてゐるのであって、この「申し合わせ」が何であるかを特定するのは難しいが、いくらかでもそれを特定化するとなれば、そのうちのひとつは「啓発された理解」である。これは、前々章で触れた手続きデモクラシーの五つの基準のひとつである。ここで、ダールは善の内実として特定目的や特定の活動ではなく、「過程」としての「善」すなわち民主的手続きを公共善として特定化したことになる。よって「民主過程の持つ権利や機会は公共善の要素であり、・・・大規模社会の民主過程を採用するためにポリアーキーという制度が必要である。

あるのだから、あらゆるポリアーキー制度は公共善の要素としてカウントされるべきである。」という結論に達する。<sup>(10)</sup>

ベンサミズムと均衡理論に基づくブルーラリズムは、集団過程の均衡点として出力されるものを「公共政策」と呼ぶことで括弧付けの公共善を想定することができるだけであるし、本来的に相対主義に至らざるを得ない理論構造になつてゐる。しかし、ダールは手続きとしての民主過程そのものを「公共善」とすることと、利益や善の内実に言及したわけである。「社会的コントロールを支える権利としてのデモクラシー」という論理もこゝにおいて結実するだろう。ダールの議論の変化である「原理の突出」は、このようなロジックからも指摘できるのである。

## 2 社会的コントロール「主義」という連續性

しかし、最後に重要な問題を指摘せざるを得ない。それはダールのデモクラシー「原理」へのコミットをみずから孤立させる機能を果たす問題である。そして、それはダールが依拠する「社会的コントロール」という発想の持つ理論的限界である。

モニステイックな主権概念を拒否する中で概念化される社会的コントロールとは、社会的行為に対しても「行為の指定」を行う契機が複数存在することを意味する。それはルソー的な「一般意志」が存在しないという前提を意味するのであ

り、これがもともとのブルーラリズムの原義である。

主権のモニズムを否定する以上、「法 (law)」とは、国家学的な意味における国家意志の表現ではなく、社会的諸利益の実現の標識にすぎなくなる。ある法の成立が意味する」ととは、その成立と同時にその利益と背反する利益が排除されたことを意味する。よつて社会的コントロールとは、多元的な各々の個別利益の「牽制」機能であり、それが“public”なものになる契機は、そのような利益の持つコンステイチュエンシーの「<sup>(11)</sup>数的増加」である。<sup>(11)</sup>つまり「量的な考慮とは無関係に、この利益の実現にかかる社会的行為はコントロールを受ける」と宣言可能なものは何もないということになる。

したがつて、“social”という形容詞も「国家対社会」というダイコトミーにおける相対的位置づけを示す標識ではない。図式上地上には「社会」しか存在しないのであって、ましてや「起源を歴史に持つ」「組織的な性質を持つ」「その本質を統一とし」「その機能を法における主権意志の行使とし」「その究極的目的を人類の道徳的完成とする」<sup>(12)</sup> るような国家などは存在するはずもなく、そこにあるのは「プロセス」としての“government”<sup>(12)</sup> である。ダールが巨大経済集団の弊害を除去すべく新たな経済秩序を志向する際に、「public ownership & “governmental” ownership を主張する」とても、「政府による所有」は、他の“social”と“public”

な主体による所有と決定的に性質を異にするということが認められないものである。くり返し強調すれば、ダールにとって“governmental”という形容詞が意味するのは、所有の主体の「質的」な差異ではなく、「量的」な差異なのである。

このようにあらゆる行為の源泉を「社会」に求める「社会」理論としてのダールの図式は、突出した影響力を持つようある別種のアクター、すなわち「法の執行」を担う強力なアクターである行政機関や官僚という集団の配列をほとんど想定していない。したがつてそこではローイのいう強制の契機としての「政策」という発想なしに「突出した巨大経済集団」の存在を問題とすることになる。しかしそれでは理論上ダールが対象とする強力な集団は、「社会諸集団」のうちのひとつ」というシステムを構成する均質な因子に還元されてしまい、その特別な影響力をコントロールするという、実践的な処方をジレンマに追いつめてしまうのである。

ダールにとって「国家」のコントロールというプロセスは、社会的コントロールに内包されてしまっている。確かにこれまで見てきたように、ダールはすでに資本主義均衡理論をひとつのユートピアと認識していたし、それゆえに複数のコントロール領域をもつた社会経済秩序を提起した。『政治・経済・厚生』はそこに狙いを定めた作業である。また、あらゆる民主主義国家においてそれは「混合経済」とならざるを得ないことは了解している。しかし、プロセス内部のす

べてのアクターを理論上均質化してしまった均衡論的発想を引き継いでいるために、現実の経済秩序の記述としては「混合経済」を前提としつつも、理論上「見える手」は放棄されていないのである。そのため結局は「何故ビッグビジネスが特殊な存在ならしめられているのか」「何故経済的アドヴァンティージを得られるのか?」という問題は、市場システムの「自然過程」に限りなく還元されてしまう。市場資本主義がそのプロセスにおいて自然に不平等を生み出すという「競争過程を通じた均衡」を保持したままでは、「国家が特定社会集団の集中的な資源蓄積のためにどのような役割を果たしているか」という問いは立たない。理論上「見える手」を放棄するということが、ガヴァメンタルなアクターの自律性を理論上組み込んでいくことを意味するとするなら、ダールの理論は旧態依然とした均衡理論なのである。

ローウィの突きつけていた問題は、まさにこの問題である。ただ誤解してはならないのは、「依法的」で「強力」な国家を要請するローウィの議論は、ステイティズムに規範的に同調するものではないし、そもそもローウィが強調するのは、法の支配の回復ための法源としての強力な「議会」であるから、それは「レヴァイアサンの擁護」とは異なる。しかし、ローウィのブルーラリズム批判がなされる理由は、ある種類の政策領域によつては「國家の社会行為指定的」機能を認識しなければ、突出した影響力を持つてゐる国家に後ろ盾

されているアクターをコントロールするという実践的展望に理論的基礎を与えることができなくなると考えるからである。言い換えれば、ローウィの主張は単純な「強力国家の要請」ではなく、「自律的な国家の影響力の強い領域」を想定しなければ、それを資源にして突出してゐる社会集団のコントロールをいかに実効的に行うべきかという問い合わせ立たないという主張である。<sup>(16)</sup>

巨大企業のコントロールを「社会」的に行う方法とは、民主的原理に基づいて企業の内部過程におけるコントロールを行うことだとダールは言う。しかし、社会経済的資源を国家が独占的に有してゐる領域では、企業内部のコントロールは、国家による「社会行為の指定」に従属してしまう。もし、サブシステム内部のポリアーキーを提唱するならば、そろそろ特別な影響力を持つアクターを「そうならしめていける」、あるいはそのように「促進している」国家、あるいは裁量権限を大量に委任されている行政機関との構造的関係を念頭においてなされなければならないだろう。すべてを社会に還元させる並列的関係図式をそのままにしておいては、ビッグ・ビジネスは制度ブルーラリズムと社会ブルーラリズムの両方に支えられていく。もし、現行の資源配列を再編させることを断行するとするならば、現行の配列を維持することを主要な利益とするような強力でよく組織された集団を

「内包してしまった社会」によるコントロールでは、もはやそ

れは困難となる。そしてこの時ダールの「デモクラシーは第一義的な政治的権利である」という原理への訴えは、大規模国民国家と云う現代条件でのブルーリスト・デモクラシーを前に虚しいだまるゝこととなる。

やしてこの現実に我々を取り囲む現代における「シュー、すなわちダール自身が懸念する「環境」「公害」といった問題を「ペブリック」なるルートのペブルに失敗するだらう。「レガニアサンを必要とするアメリカ社会」と云う歴史的神話の持つ呪縛から解放されない限り、民主主義的原理に依拠したアメリカ社会の健全な社会的コントロールにあくまでも期待をかけるダールの真摯かつ絶望的な試みが繰り返されるに至る。

「ポリティキーの発展によって看過できない経済的、政治的不平等が存在する」ことの事実認識は、「原罪」「規範」「権利」への依拠と云う理論的への「変化」を促した。しかし、それは不変の前提としての「社会監視コントロール」という國家 (the state of social control)<sup>(12)</sup> に対するものだ。その意味では「社会監視」の限界を克服するためには「連續性」を回復しなくてはならない。

(4) Ibid., p. 295.

(5) Ibid., p. 289.

(6) Ibid., p. 295.

(7) Ibid., p. 288.

(8) Ibid., p. 298.

(9) Ibid., p. 303.

(10) Ibid., p. 308.

(11) E・E・ハヤシ・ムンターハの「争争の規模の拡大」<sup>(13)</sup>を題材とした論文。E.E. Schattschneider, *The Semisovereign People: A Realist's View of Democracy in America*, New York, 1960. セント・社会監視の行為の領域拡大をめぐる「公共精神」懸念を擱置した。トマーカの影響が顕著である。John Dewey, *The Public and its Problems*, 1927. (八三八・トマーカの監視論『現代政治の基礎—公衆の問題題』) ますや書房、一九六九年。

(12) Sylvia D. Fries, "Staatstheorie and the New American Science of Politics," *Journal of the History of Ideas*, 34, p. 391, quoted in Dario Melossi, *The State of Social Control*, Basil Blackwell, 1990. (タニヤ・メロッソ、社会統治の国際潮流社、一九九一年、一七八頁) また、Melossi, 1990. 『政治の本質』によるとダールはエ・カーネギーの概念で「物理的強制力の行使」を担保する国家の存在は無自覚であるわけではない。問題は、それが「コントロール」懸念の核心となる点である。(Dahl, 1991, op. cit., ch. 1.)

(13) Dahl, 1976, op. cit., p. xxix.

(14) 補遺「批判的ブルーリズム『政治発展』～トマーカイとおたか『政策』の概念について』『叶編田政治公法研究』、一九九一年第三回号を参照ねた。

(15) Robert A. Dahl, "Why All Democratic Countries Have Mixed Economies," in John W. Chapman and Ian Shapiro ed.,

*NOMOS XXXV*, Democratic Community, New York, 1993.

(16) T. Lowi, "American Business, Public Policy, Case Studies,"

*World Politics*, vol. 16, 1964; "Four Systems of Policy, Politics, and Choice," *Public Administration Review*, vol. 32, 1972; Lowi,

1979. 論文稿。

(17) Melossi, 1990, esp., ch.10. (邦訳「ハコ—111」邦訳) エヌエス

ノンジル「社会民主ハコロール」など、「国家な社会  
ハコロール」を意味する。

## 七 おわりに

ダールの主張する経済デモクラシーの現実的展望は決して明るくはない。自律化するテクノロジーとそれが持つ「生理」は、人間の行為としての平等で形成的な秩序形成をそれほど容易に許容しない。ダール自身もそれは認識しているだけ。

しかし、「政治社会のガバナンスにデモクラシーの原理を適用せねえ」とを妥当としながら、そのサブシステムにはそれを適用せねることする議論に根拠を見いだせない」というダールの異議申し立ての突きつける意味は重い。なぜならばそれを却下すべく合理的根拠を我々は見出せないからである。他に換えれば、我々がもしデモクラシーをよしとする合理的根拠を保持しそうに口にしてあるならば、権力の機能すらめでたくなじらうことである。

本稿は、多岐にわたるダールの政治理論をあくまでも「原論」くのカシメヘルと民主主義理論における社会的コンストールの問題に焦点を当てながら、いくつかの體解に基づく批判に固られたダールのこれまでの議論をまず全体の流れの中で確認し、その変化と連続、そして限界を考察した。「母集団」と「子集団」は一貫したものだったが、原理として孤立していたところなのだ。この限界の意味をなおも詳細に検討するならば、それは必ずしもダールの権力論の再考に結びつくだろう。しかし、それは本稿の範囲を超える。